

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（肝炎等克服実用化研究事業（肝炎等克服緊急対策研究事業）」（3 次公募）に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（肝炎等克服実用化研究事業（肝炎等克服緊急対策研究事業）」（3 次公募）

2. 事業の目的

B 型・C 型肝炎ウイルスは国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変、肝がんといった重篤な病態に進行する。また我が国の肝がんによる死亡者数の約 9 割が B 型・C 型肝炎ウイルス起因と報告されている。このようなことから、平成 22 年 1 月に施行された肝炎対策基本法に基づいて肝炎対策の推進に関する基本的な指針が平成 23 年 5 月に告示され、同指針において国は、肝炎医療の水準の向上に向けて、肝炎に関する基礎、臨床研究等を総合的に推進する必要があるとされている。以上のような背景から、本研究事業は、肝炎ウイルス持続感染機序の解明や肝疾患における病態の進展予防法及び新規治療法等の開発に資するため、肝炎に関する基礎、臨床研究等を進め、肝炎治療実績の向上につながる成果の獲得を目的とする。

3. 事業の概要等

本研究事業では、肝炎研究 10 カ年戦略、および肝炎対策の推進に関する基本的な指針を踏まえ、本邦における小児期のウイルス性肝炎患者の実態・病態の解明と、適切な診療方針の判断に有用な科学的根拠の集積に資する研究等を推進する。

具体的には、本邦における乳幼児を含めた小児肝炎診療の更なる向上を目指し、受療状況や患者数などの疫学的検討を含めた実態解明とともに、病態推移を含めた小児肝炎症例の臨床データの収集、および治療方針の判断に有用な科学的エビデンスの集積に資する研究等を実施する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 23,400 千円

5. 実施期間

契約日から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

（ア）研究の厚生労働科学分野における発展性

（イ）研究の独創性・新規性

（ウ）研究計画の実現性・効率性

（エ）研究者の資質、施設的能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の 1 / 2 未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室と協議の上、決定する。